

第124回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年 4月28日(水)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都港区赤坂七丁目8番5号
当社地階ショールーム

書面による議決権行使期限は
2021年4月27日(火)午後6時到着分まで

素足以上に
足どり軽く



決議事項

第1号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件

第2号議案

会計監査人選任の件

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)
に対する譲渡制限付株式の付与のための
報酬決定及び取締役(監査等委員である取
締役を除く。)の報酬額改定の件

目次

- 2 第124回定時株主総会招集ご通知
- 3 株主総会参考書類

(添付書類)

- 1 1 事業報告
 - 2 9 連結計算書類
 - 3 3 計算書類
 - 3 7 監査報告
 - 4 3 ご参考
- 末尾 株主総会会場ご案内図

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

はじめに、この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々の一日も早いご回復を心よりお祈りいたしますとともに、その終息に向けてご尽力されている全ての皆様に、心より感謝申し上げます。

第124期連結会計年度(2020年2月1日から2021年1月31日まで、以下、当期)の事業の概況をご報告するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、経済環境が急激に悪化し、先行き不透明な状況が続いております。

この様な状況の中、当社グループは、コロナ禍の消費行動の変化に対応し、インターネット通販事業の強化や、イエナカ商品の販売拡大に注力いたしましたが、緊急事態宣言発出による各商業施設の臨時休業、営業時間短縮に加え、外出自粛要請による消費活動の制限等の影響から、当期の業績は大変厳しい結果となりました。

このため配当につきましては、誠に遺憾ながら、当期も無配とさせていただきますようお願い申し上げます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う経済の影響は不透明で予断を許さない状況が続きますが、第125期の営業利益及び営業キャッシュ・フローの黒字化と、持続可能な成長戦略実現のために、引き続き全社員の力を結集させ、業績向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年4月



代表取締役社長 今泉 賢治

株主各位

証券コード 8013
2021年4月6日

東京都港区赤坂七丁目8番5号

株式会社ナイガイ

代表取締役社長 **今泉 賢治**

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年4月27日(火)午後6時まで**に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年4月28日(水)午前10時
2 場 所	東京都港区赤坂七丁目8番5号 当社地階ショールーム
3 目的事項	報告事項 1. 第124期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第124期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案 会計監査人選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

以 上

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.naigai.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の注記
 - ② 計算書類の注記従って、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.naigai.co.jp/>) に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

17参考

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。このたび経営体制の強化を図るため1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会においては異論のない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1 いまいずみ けんじ
今泉 賢治 (1964年10月28日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2004年 2月 当社靴下事業部商品第一部長
2008年 2月 当社執行役員
2009年 4月 当社取締役
2012年 5月 株式会社ナイガイ・イム代表取締役社長
2015年10月 当社代表取締役社長
2019年 2月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）



重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

11,200株

取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、商品企画をはじめ当社の事業に精通しており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績から、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号**2** たに のりひさ
谷 知久 (1960年9月13日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

- 1983年 4月 当社入社
- 2003年 4月 当社靴下事業部販売第二部長
- 2008年 2月 当社レッグウェア事業部販売統括部長
- 2008年 4月 当社取締役
- 2019年 2月 当社取締役 常務執行役員 (現任)
- 2019年 9月 センティールワン株式会社代表取締役社長 (現任)

**重要な兼職の状況**

センティールワン株式会社代表取締役社長

所有する当社の株式数

8,700株

取締役候補者とした理由

当社取締役として営業部門を統括してきた実績と、営業部門における豊富な業務経験と人脈を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号**3** いちはら さとる
市原 聡 (1959年6月5日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

- 1982年 4月 当社入社
- 2002年 2月 当社SPA事業部長
- 2005年 2月 ナイガイアパレル株式会社執行役員
- 2006年 2月 当社経営企画室統括部長
- 2008年 2月 当社執行役員事業革新推進室長
- 2008年 4月 当社取締役
- 2019年 2月 当社取締役 常務執行役員 (現任)

**重要な兼職の状況**

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

6,200株

取締役候補者とした理由

当社取締役として総務、経理を担当する管理部門を統括してきた実績と、経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者
番号

4

たかはら
高原

さとし
聡

(1969年5月29日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月 当社入社
2010年 8月 当社営業第一部長
2015年 2月 当社営業第二部長
2016年 2月 当社商品部長
2016年 2月 当社執行役員（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

2,100株



取締役候補者とした理由

当社執行役員として、当社グループの商品部門及び海外部門を統括してきた実績と、商品戦略及び海外事業における豊富な経験を有していることから、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現任取締役の当社における担当は、21頁に記載のとおりであります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、任期中である2021年11月に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにアーク有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び当社の事業規模に応じた監査が期待できることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制、及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月15日現在)

名 称	アーク有限責任監査法人		
事務所所在地	主たる事務所	東京都新宿区西新宿一丁目23番3号	
	その他の事務所	静岡県浜松市中区鍛冶町140番地	
		北海道札幌市中央区大通西十丁目4番地	
		大阪府大阪市中央区谷町一丁目2番6号	
海外提携先	クレストン・インターナショナル (Kreston International)		
沿革	1975年4月	近畿第一監査法人設立	
	1975年4月	聖橋監査法人設立	
	1982年8月	明治監査法人設立	
	2004年3月	アーク監査法人設立	
	2016年1月	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更	
	2016年7月	聖橋監査法人が明治アーク監査法人と合併	
	2019年7月	有限責任監査法人へ移行し、アーク有限責任監査法人に名称変更	
	2020年7月	近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人が合併	
概要	資本金	5,000万円	
	構成人員	代表社員	6名
		社員	30名
		公認会計士	60名
		公認会計士試験合格者	33名
		その他	27名
		合 計	156名
	監査関与会社	100社	

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

将来選任される取締役も含め、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進め、コーポレートガバナンス・コードに従ってガバナンス体制を強化することを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。

当社の取締役の報酬額は、2016年4月27日開催の第119回定時株主総会において、対象取締役の金銭報酬額について月額2,000万円以内（但し、使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいております。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額4,000万円（上記の現行の金銭報酬額である月額2,000万円の1年分の額（24,000万円）から12分の2を振り分けた分）以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

また、役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役の金銭報酬額を月額による定めから年額による定めに変更することとし、上記のとおり、従前ご承認いただいている月額2,000万円の金銭報酬額の1年分の額（24,000万円）のうち、4,000万円を本制度に係る報酬に振り分け、金銭報酬額については、年額20,000万円以内（但し、使用人分の給与は含みません。）と改めさせていただきますと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、現行の金銭報酬額である月額2,000万円の1年分の額（24,000万円）から、本制度に係る報酬に振り分けた報酬額（年額4,000万円）を減額することになるため、本制度に係る報酬額（年額4,000万円）と金銭報酬額を合わせた改定後の対象取締役の報酬の限度額は、現行の月額2,000万円（年額換算して24,000万円）と同額となります。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、本議案をご承認いただくことを条件に、2021年4月28日開催予定の取締役会において、従前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を本議案の内容に沿った形で変更することを予定しております。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）当社は、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

以 上

第124回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第124回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当社の対応

- 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付及び会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。また、受付にて検温を実施いたします。
- 会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。株主総会会場にご来場の株主様におかれましては、充分なお席が確保できない可能性がございます。ご不便をおかけする場合、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

2. 株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- 前ページに記載のとおり、議決権行使は書面による方法もございます。あわせてご検討ください。
- ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスクのご着用について、ご協力をお願いいたします。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただきます、感染拡大防止の観点から、ご入場をお断りさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

以上、ご理解並びにご協力を賜りますよう、宜しく申し上げます。

なお、今後の状況変化によっては、上記の内容を更新する場合がございますので、適宜、当社ウェブサイト (<http://www.naigai.co.jp>) をご確認ください。

以上

事業報告 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、経済環境が急激に悪化し、未だ収束の見通しが見えない中で、先行き不透明な状況が続いております。

衣料品業界におきましても、政府の緊急事態宣言発出により、百貨店、商業施設の臨時休業、営業時間短縮に加え、感染防止対策としての外出自粛要請による消費活動の制限等で、各種集客イベントの中止などが相次ぎ、また世界的な渡航制限によるインバウンド需要の激減も重なり、消費需要は低迷したまま、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、従業員、お客様、取引先様の安心、安全を最優先に考え、ナイガイ・オンラインショップをはじめとするインターネット通販事業の強化を推し進め、外出を控える消費者の購買行動変化に柔軟に対応するとともに、店舗販売におきましても、ステイホーム対応のレグウェアやホームウェア、リラクシングウェアの販売に注力してまいりました。

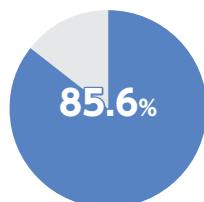
一方、大幅な減収への対策として、期中での仕入抑制、在庫販売強化に注力するとともに、販管費の削減などの施策に取り組み、営業キャッシュ・フローの損失を最小限に抑えることを最優先課題とし、効率経営を徹底してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は11,688百万円（前期比30.2%減）、営業損失は1,807百万円（前期比1,550百万円の減少）、経常損失は1,747百万円（前期比1,570百万円の減少）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,837百万円（前期比1,390百万円の減少）となりましたが、第4四半期には営業キャッシュ・フローの黒字回復を果たし、在庫につきましても大幅な圧縮を達成し、次期での業績回復への道筋をつけることができました。

事業別の概況は下記のとおりであります。

卸売り事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



卸売り事業につきましては、2020年4月の緊急事態宣言発出時は、百貨店を中心に休業や営業時間の短縮措置が取られ、販売停止状態となりましたが、緊急事態宣言明けからは、全国百貨店を中心に、当社100周年フェアを順次開催するなどして、販売回復に努めました。

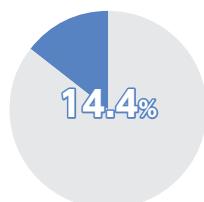
しかしながら、その後は夏場の第2波、冬場の第3波による感染再拡大の影響により、再び緊急事態宣言が発出されるなど、断続的に外出自粛要請が続き、各種販促イベントやシーズンセールの集客が中止又は縮小となり、厳しい販売環境が続きました。

商品別には、各販路とも、コロナ禍での在宅時間の増加を背景に、ビジネスニーズであるパンストやビジネスソックスの需要は大きく減少しましたが、一方でイエナカ需要の高まりにより、ルームソックス、リラクシングウェア、パジャマ、エプロン等のホームウェアの販売は好調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の卸売り事業の売上高は10,002百万円（前期比32.8%減）、営業損失は1,668百万円（前期比1,577百万円の減少）となりました。

小売り事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



小売り事業につきましては、外出自粛による消費者の購買行動の変化に対応すべく、9月より、子会社のセンチーレワン株式会社で運営していた、レッグ・アンダーウェアのインターネット通販事業を当社に事業移管し、品揃えと商品供給量を増やすことで、幅広い顧客ニーズに応える体制を整え、販売拡大に注力してまいりました。

一方、ハッピーソックスを中心とする直営店事業は、緊急事態宣言による商業施設の長期休業と外出自粛要請による集客減少傾向の継続に加え、訪日客の入国制限によるインバウンド需要の減少により、苦戦を強いられました。

これらの結果、当連結会計年度の小売り事業の売上高は1,686百万円（前期比9.4%減）、営業損失は144百万円（前期比20百万円の増加）となりました。

事業報告

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

事業報告

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年1月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
センターレワン株式会社	60	100	革製品等のインターネット販売
株式会社NAP	50	100	紳士、婦人衣料の卸売り等 なお、建物は当社が転貸

- (注) 1. センターレワン株式会社は、2020年9月1日付で当社にレグウェアのインターネット販売を移管しております。
2. 株式会社NAPは、2021年2月1日付で当社に吸収合併されております。

(4) 対処すべき課題

① 第4次中期経営計画の推進

当社グループは、引き続き、持続可能な成長戦略実現のために、従来のルート卸売りビジネス偏重からの脱却を図り、消費者と直接つながり、信頼され、選ばれ、支持される企業としての小売り事業を育成し、卸売りと小売りそれぞれの事業を両輪とする盤石なポートフォリオを再構築することを中長期の重要経営課題と位置付けております。

なお、当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大で、経済環境が著しく悪化し、当社事業活動も多くの制約を受け、大幅な減収、減益となったことから、早期の業績の立て直しによる、営業利益、営業キャッシュ・フローの黒字化回復と財務安全性の確保が喫緊の対処すべき経営課題と認識しております。

現在進捗中の第4次中期経営計画につきましては、定量目標は、コロナ禍における不透明な経営環境が続いていることから、2020年12月14日にお知らせいたしましたとおり、一旦取り下げさせていただいておりますが、定性基本戦略である、BtoB革新（卸売り事業の革新による競争力強化）、BtoC構築（小売り事業モデルの構築）、『ナイガイ』ブランディング（ナイガイ4つの価値創造）に関する各戦略施策につきましては、ウィズコロナ、アフターコロナでの市場変化、消費者の行動変化に対応し、早期に業績回復を果たすためにも欠かせないものであり、次期中期経営計画への布石ともなる重要な経営課題であると認識しており、以下の施策とともに引き続きその確実な実行を目指してまいります。

イ. 卸売り事業（BtoB革新による収益力回復）

- ・百貨店販路でのホームウェア、アンダーウェアカテゴリーの拡大強化
- ・ドラッグストア、スポーツ専門店、リビング専門店等の新規販路拡大
- ・一般専門店向けWEB卸の拡大
- ・変化に柔軟に対応できる適時・適量・適地・適産によるサプライチェーン再構築

ロ. 小売り事業（BtoC構築に向けた投資事業分野）

- ・ハッピーソックスにおける新業態開発（異業種連携コラボ）
- ・ナイガイ・コンセプトショップの展開（新顧客体験の創造）
- ・インターネット及びカタログでの通信販売の強化（購買利便性向上）
- ・新チャネルでの直販事業ネットワークの拡大（異業種連携コラボ）

ハ. C S V経営の推進 (人と環境にやさしいSDGs事業展開)

- ・ユニバーサルデザインソックスの開発 (みんなのくつしたプロジェクト)
- ・障害者の生きがい、働きがいを支援する事業化プロジェクトの取り組み
- ・残糸、残反を利用したアップサイクル事業の展開
- ・環境に配慮した商品・資材開発の拡大
- ・ロンデックスタイランドでの太陽光発電による工場電力供給の取り組み

二. 企業ブランディングのさらなる強化

- ・ナイガイ・ファン作り、EC送客の強化を目的とする公式SNSの活用強化
- ・企業認知拡大のための広報活動の強化

② コーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底

当社は、2019年に発覚した連結子会社による不適切な会計処理問題に伴い策定公表しております再発防止策の実践を重要な経営課題として認識し、全役職員のコンプライアンス教育を徹底するとともに、再発防止のための各施策の実行を現場レベルまで徹底し、厳正な内部統制システムによりモニタリングを有効化し、健全かつ透明性のあるコンプライアンス経営の推進とガバナンス体制の強化に、引き続き努めてまいります。

<継続企業の前提に関する重要事象等>

当社グループは、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大幅な減収とそれに伴う営業損失の計上及びマイナスの営業キャッシュ・フローの計上を余儀なくされたことから、当連結会計年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社は、かかる状況下、不測の事態に備えたリスク回避策として、財務面では当面の運転資金として、新たに複数の金融機関より追加で計21億円の融資の実行を受け、当面の経営に支障をきたさない十分な資金調達を進めるとともに、営業面では大幅な仕入削減と過年度在庫販売の徹底強化、販管費の使用抑制を実行してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の営業キャッシュ・フローは、第4四半期において大幅な黒字回復を実現し、通期で321百万円のマイナスまで圧縮することができ、事業継続に十分なネットキャッシュポジションを維持しました。また、商品在庫は前年より1,188百万円圧縮し、1,556百万円と大幅な削減を実行し、財務安全性を回復いたしました。

2022年1月期の計画におきましては、一定程度の売上回復を見込みつつ、適時適量供給を前提とした仕入コントロールを徹底するとともに、既存販路事業の収益力改善に加えて、無店舗販売形態の小売り事業拡大に注力することで、営業利益の黒字化と営業キャッシュ・フローの黒字化を見通しております。

以上のことから、現時点では当社グループにおいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 主要な事業内容 (2021年1月31日現在)

事業区分	事業内容
卸 売 り 事 業	レッグウェア、ホームウェア、その他衣料品等の卸売り等
小 売 り 事 業	ハッピーソックスの直営店事業 レッグウェア、革製品等のインターネット販売

(6) 主要な事業所 (2021年1月31日現在)**① 当社の事業所**

本 社	東京都港区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区

② 子会社の主要な事業所

センターレワン株式会社	大阪府大阪市北区
株式会社NAP	愛知県名古屋市中区

事業報告

(7) 使用人の状況 (2021年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
卸売り事業	189名	11名減
小売り事業	20	2名減
合計	209	13名減

(注) 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名	3名減	45.5歳	17.1年

(注) 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	800百万円
株式会社商工組合中央金庫	300
株式会社りそな銀行	300
株式会社三菱UFJ銀行	300
三井住友信託銀行株式会社	200
株式会社山梨中央銀行	200
株式会社みずほ銀行	200
合計	2,300

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

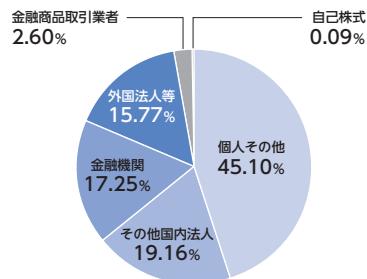
特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年1月31日現在)

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 27,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数
(自己株式 7,650株を含む) | 8,217,281株 |
| ③ 株主数 | 10,159名 |
| ④ 単元株式数 | 100株 |
| ⑤ 大株主(上位10名) | |

所有者別株式分布状況



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日鉄物産株式会社	814	9.91
株式会社三井住友銀行	366	4.45
ECM MF	347	4.23
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	330	4.03
ナイガイ協力会社持株会	251	3.06
帝人フロンティア株式会社	239	2.91
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	211	2.58
SHIGETA MITSUTOKI	201	2.45
三井住友信託銀行株式会社	200	2.43
東レ株式会社	196	2.39

(注) 持株比率は、自己株式7,650株を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

事業報告

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況(2021年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	今泉 賢治	営業本部長
取締役	谷 知久	営業本部／営業部門統括／国内子会社担当／センチーレワン株式会社代表取締役社長
取締役	市原 聡	営業本部／商品部門統括／管理部門統括／広報室長
取締役(常勤監査等委員)	磯田 裕	
取締役(監査等委員)	柳村 幸一	
取締役(監査等委員)	柏木 秀一	一般社団法人日本商事仲裁協会理事 柏木総合法律事務所シニアパートナー 日本航空電子工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)柳村幸一氏及び柏木秀一氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役(監査等委員)柳村幸一氏は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験があります。
 3. 取締役(監査等委員)柏木秀一氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を監督する十分な見識を有しております。
 4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
 5. 当社は、取締役(監査等委員)柳村幸一氏及び柏木秀一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2021年2月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
社長執行役員	※今泉 賢治	営業本部長
常務執行役員	※谷 知久	営業本部／営業部門統括／国内子会社担当／センチーレワン株式会社代表取締役社長
常務執行役員	※市原 聡	営業本部／商品部門統括／管理部門統括／広報室長
執行役員	古家 義一	ホームウェア部担当／リテール部担当
執行役員	高原 聡	商品部門商品部担当／TR部担当／ロンデックス事業担当／海外子会社業務執行担当／経営革新室長
執行役員	中谷 彰	管理部門経理部担当／海外子会社経理監査担当／経理部長
執行役員	土屋 聡子	商品部門技術開発部担当／CS部担当／技術開発部長
執行役員	常木 学	管理部門経営管理部担当／経営管理部長／内部監査部長

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

② 当事業年度中の取締役の異動

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く。)	3	57
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	23 (11)
合 計 (うち社外取締役)	6 (2)	81 (11)

(注) 2016年4月27日開催の第119回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額について月額2,000万円以内 (但し、使用人分の給与は含まない。)、取締役 (監査等委員) の報酬額について月額450万円以内と決議いただいております。

事業報告

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役(監査等委員) 柏木秀一氏は、一般社団法人日本商事仲裁協会において理事、柏木総合法律事務所においてシニアパートナー及び日本航空電子工業株式会社において社外監査役を務めております。なお、当社と柏木総合法律事務所は法律顧問契約を締結しており、当社と一般社団法人日本商事仲裁協会及び日本航空電子工業株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動内容
取締役(監査等委員)	柳村 幸一	57.14% (8/14回)	61.53% (8/13回)	豊富な経営経験を活かし、幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	柏木 秀一	100.00% (14/14回)	100.00% (13/13回)	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 前連結会計年度において、当社連結子会社であるセンチーレワン株式会社及び海外子会社における不適切な会計処理の問題が発覚しました。監査等委員である社外取締役柳村幸一及び柏木秀一の両氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令順守の視点に立った提言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、独立役員として特別調査委員会の委員として調査にあたりとともに、業務全般における規律の徹底や企業倫理の更なる強化を求めると、その職務を適切に果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が2百万円あります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規程を遵守し、関連情報とともに適切に保管・管理し、取締役等からの閲覧・謄写の要求に速やかに対処できる状態を維持します。

② 当社及び子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会が中心となって当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、各子会社及び事業毎に評価・対策を講じ、リスク管理体制を明確化します。個別のリスクの管理にあたっては、リスクの識別及び対応のマニュアル化・規程化を推し進め、体制の整備をします。

③ 当社及び子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会に加え、常勤役員等で構成される経営会議において、当社及び子会社の重要な職務執行に関し、意思決定が迅速かつ合理的に行われる体制を維持します。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の役職員が法令・定款・規程等に基づいた職務行動するよう、コンプライアンス委員会が当社及び子会社の役職員を監督・指導します。また、内部通報制度(ジャスティス)の当社グループ全体の運用の整備に努めます。

⑤ 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営上の重要事項又は問題が発生した場合は、定期的で開催される当社常勤役員等及び子会社代表取締役が出席する営業会議又は当社取締役及び主管部門へ速やかに報告する体制を維持します。また、コンプライアンスマニュアルに従い、コンプライアンス委員会の構成員である各子会社の取締役が各子会社に対し横断的・個別的に監督・指導を行い、当社グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努めます。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき監査等委員以外の取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会監査等基準及び監査等委員会規則に則り、監査等委員会からの要請に基づき、監査等委員会の同意のもと当社の監査等委員以外の取締役及び使用人から監査等委員会の補助者を決定します。

⑦ **前項の取締役及び使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項**

前項の使用人は、人事異動・評価等に関しては監査等委員会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。

⑧ **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたものが不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の役職員は、法定の事項に加え会社に重大な損失が発生し、又は発生する恐れがある事項については、その都度、監査等委員会に報告します。また、前記にかかわらず監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び子会社の役職員に対して報告を求められることができることとします。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社及び子会社の役職員に周知徹底します。

⑨ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用の前払又は債務の償還手続その他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査等委員の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役との定期的な会合を実施し、監査上の重要課題等について意見交換します。また、会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務体制を整備します。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらとかわりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。

事業報告

⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み状況

原則として月1回の取締役会を開催するほか、常勤役員等で構成される経営会議において各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員監査の実効性の確保に対する取り組み状況

社外取締役を含む監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席及び代表取締役、会計監査人並びに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門は、内部統制に関する基本計画に基づき当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配するものあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第124期 2021年1月31日現在	(ご参考) 第123期 2020年1月31日現在
(資産の部)	11,773	12,829
流動資産	9,426	10,189
現金及び預金	5,453	3,811
受取手形及び売掛金	2,064	3,160
商品及び製品	1,556	2,744
仕掛品	9	8
原材料及び貯蔵品	91	83
その他	277	414
貸倒引当金	△25	△34
固定資産	2,346	2,639
有形固定資産	265	328
建物及び構築物	58	104
土地	73	78
その他	133	145
無形固定資産	94	131
投資その他の資産	1,987	2,179
投資有価証券	1,748	1,956
繰延税金資産	2	2
その他	249	228
貸倒引当金	△14	△7
資産合計	11,773	12,829

科目	第124期 2021年1月31日現在	(ご参考) 第123期 2020年1月31日現在
(負債の部)	5,079	4,104
流動負債	3,788	2,988
支払手形及び買掛金	346	825
電子記録債務	445	744
短期借入金	2,034	236
未払金	367	389
未払法人税等	12	55
未払費用	127	120
返品調整引当金	370	486
賞与引当金	22	49
株主優待引当金	11	15
その他	51	67
固定負債	1,290	1,115
長期借入金	300	—
退職給付に係る負債	838	952
繰延税金負債	85	106
その他	67	56
(純資産の部)	6,694	8,724
株主資本	6,490	8,328
資本金	2,000	7,691
資本剰余金	5,330	6,781
利益剰余金	△834	△6,140
自己株式	△4	△4
その他の包括利益累計額	203	396
その他有価証券評価差額金	140	299
為替換算調整勘定	63	96
負債純資産合計	11,773	12,829

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第124期 2020年2月1日から 2021年1月31日まで	(ご参考) 第123期 2019年2月1日から 2020年1月31日まで
売上高	11,688	16,741
売上原価	7,904	10,399
売上総利益	3,784	6,341
販売費及び一般管理費	5,592	6,598
営業損失 (△)	△1,807	△256
営業外収益	102	100
受取利息及び配当金	35	50
貯蔵品売却益	—	16
受取保険金	—	10
為替差益	19	10
助成金収入	38	—
その他	8	12
営業外費用	43	21
支払利息	14	5
持分法による投資損失	22	8
その他	6	7
経常損失 (△)	△1,747	△177
特別利益	73	354
固定資産売却益	—	6
投資有価証券売却益	6	337
助成金収入	67	—
受取保険金	—	10
特別損失	149	517
減損損失	91	—
臨時休業による損失	57	—
事業撤退損失	—	205
特別調査費用等	—	311
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,824	△341
法人税、住民税及び事業税	13	22
法人税等調整額	△0	82
当期純損失 (△)	△1,837	△446
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,837	△446

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

第124期(2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年2月1日残高	7,691	6,781	△6,140	△4	8,328
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△1,837		△1,837
自己株式の取得				△0	△0
減資	△5,691	5,691			-
欠損填補		△7,142	7,142		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△5,691	△1,450	5,305	△0	△1,837
2021年1月31日残高	2,000	5,330	△834	△4	6,490

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
2020年2月1日残高	299	96	396	8,724
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)				△1,837
自己株式の取得				△0
減資				-
欠損填補				-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△159	△33	△193	△193
連結会計年度中の変動額合計	△159	△33	△193	△2,030
2021年1月31日残高	140	63	203	6,694

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 第123期(2019年2月1日から2020年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年2月1日残高	7,691	6,781	△5,451	△4	9,017
誤謬の訂正による累積的影響額			△242		△242
遡及処理を反映した当期首残高	7,691	6,781	△5,694	△4	8,774
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△446		△446
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△446	△0	△446
2020年1月31日残高	7,691	6,781	△6,140	△4	8,328

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
2019年2月1日残高	593	85	679	9,696
誤謬の訂正による累積的影響額		△0	△0	△242
遡及処理を反映した当期首残高	593	85	679	9,453
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△446
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△293	11	△282	△282
連結会計年度中の変動額合計	△293	11	△282	△728
2020年1月31日残高	299	96	396	8,724

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第124期 2021年1月31日現在	(ご参考) 第123期 2020年1月31日現在	科目	第124期 2021年1月31日現在	(ご参考) 第123期 2020年1月31日現在
(資産の部)	10,561	11,390	(負債の部)	4,959	3,780
流動資産	8,483	8,992	流動負債	3,721	2,703
現金及び預金	4,896	3,082	支払手形	39	256
受取手形	261	311	電子記録債務	445	744
売掛金	1,676	2,628	買掛金	230	492
商品	1,264	2,432	短期借入金	2,208	200
貯蔵品	62	58	未払金	243	268
前払費用	168	212	未払法人税等	9	47
未収入金	81	106	未払費用	109	97
短期貸付金	62	124	返品調整引当金	370	486
立替金	9	12	賞与引当金	15	42
その他	20	56	株主優待引当金	11	15
貸倒引当金	△19	△33	その他	38	53
固定資産	2,078	2,397	固定負債	1,238	1,076
有形固定資産	112	167	長期借入金	300	—
建物	53	99	退職給付引当金	807	923
工具・器具及び備品	55	68	繰延税金負債	85	106
その他	3	0	その他	46	46
無形固定資産	93	130	(純資産の部)	5,602	7,610
投資その他の資産	1,872	2,099	株主資本	5,484	7,338
投資有価証券	1,250	1,430	資本金	2,000	7,691
関係会社株式	363	363	資本剰余金	5,343	6,794
関係会社出資金	9	9	資本準備金	546	1,997
長期貸付金	40	103	その他資本剰余金	4,796	4,796
差入保証金	208	187	利益剰余金	△1,854	△7,142
その他	15	13	その他利益剰余金	△1,854	△7,142
貸倒引当金	△14	△7	繰越利益剰余金	△1,854	△7,142
資産合計	10,561	11,390	自己株式	△4	△4
			評価・換算差額等	117	272
			その他有価証券評価差額金	117	272
			負債純資産合計	10,561	11,390

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第124期 2020年2月1日から 2021年1月31日まで	(ご参考) 第123期 2019年2月1日から 2020年1月31日まで
売上高	9,800	14,226
売上原価	7,159	9,379
売上総利益	2,640	4,846
販売費及び一般管理費	4,416	5,060
営業損失 (△)	△1,775	△214
営業外収益	76	81
受取利息及び配当金	38	52
貯蔵品売却益	—	16
為替差益	13	8
助成金収入	17	—
その他	7	3
営業外費用	18	7
支払利息	13	2
その他	5	5
経常損失 (△)	△1,718	△140
特別利益	73	393
固定資産売却益	—	6
投資有価証券売却益	6	337
助成金収入	67	—
受取保険金	—	10
関係会社清算益	—	38
特別損失	211	544
減損損失	91	—
関係会社債権放棄損	61	233
臨時休業による損失	57	—
特別調査費用等	—	311
税引前当期純損失 (△)	△1,856	△292
法人税、住民税及び事業税	△1	1
法人税等調整額	△0	76
当期純損失 (△)	△1,854	△369

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

第124期(2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2020年2月1日残高	7,691	1,997	4,796	6,794	△7,142
事業年度中の変動額					
当期純損失 (△)					△1,854
自己株式の取得					
減資	△5,691	△1,450	7,142	5,691	
欠損填補			△7,142	△7,142	7,142
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	△5,691	△1,450	—	△1,450	5,288
2021年1月31日残高	2,000	546	4,796	5,343	△1,854

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2020年2月1日残高	△4	7,338	272	7,610
事業年度中の変動額				
当期純損失 (△)		△1,854		△1,854
自己株式の取得	△0	△0		△0
減資		—		—
欠損填補		—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△154	△154
事業年度中の変動額合計	△0	△1,854	△154	△2,008
2021年1月31日残高	△4	5,484	117	5,602

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 第123期(2019年2月1日から2020年1月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2019年2月1日残高	7,691	1,997	4,796	6,794	△6,740
誤謬の訂正による累積的影響額					△31
遡及処理を反映した当期首残高	7,691	1,997	4,796	6,794	△6,772
事業年度中の変動額					
当期純損失 (△)					△369
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△369
2020年1月31日残高	7,691	1,997	4,796	6,794	△7,142

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2019年2月1日残高	△4	7,740	578	8,318
誤謬の訂正による累積的影響額		△31		△31
遡及処理を反映した当期首残高	△4	7,708	578	8,287
事業年度中の変動額				
当期純損失 (△)		△369		△369
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△306	△306
事業年度中の変動額合計	△0	△370	△306	△676
2020年1月31日残高	△4	7,338	272	7,610

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年3月19日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 由水 雅人[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石田 義浩[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナイガイの2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナイガイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年3月19日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由水 雅人[Ⓔ]
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 義浩[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナイガイの2020年2月1日から2021年1月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えずと合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月19日

株式会社ナイガイ 監査等委員会

常勤監査等委員 磯田 裕 ㊟

監査等委員 柳村幸一 ㊟

監査等委員 柏木秀一 ㊟

(注) 監査等委員柳村幸一及び柏木秀一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

ご参考

株主メモ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日までの1年間
定時株主総会	毎年4月中に開催
基準日	1月31日
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
郵便物送付先 及びお問合せ先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 フリーダイヤル 0120-782-031 受付時間 平日9:00~17:00
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部 (証券コード 8013)
公告の方法	電子公告により当社ウェブサイト (http://www.naigai.co.jp/) に掲載いたします。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株式のお手続き窓口のご案内

株式に関するお手続きにつきましては、口座及びお手続き内容により、お問合せ先は下記のとおりとなります。

口座区分	お手续・ご照会等の内容	お問合せ先
① 特別口座	<ul style="list-style-type: none">・特別口座から証券口座への振替請求・単元未満株式の買取請求・住所・氏名等のご変更・配当金の受領方法のご指定	当社の特別口座管理機関(兼株主名簿管理人)である三井住友信託銀行株式会社証券代行部にお問合せください。 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
② 証券口座 特別口座 共通	<ul style="list-style-type: none">・支払期間経過後の配当に関するご照会・株式事務に関する一般的なお問合せ	フリーダイヤル 0120-782-031 受付時間 平日9:00~17:00
③ 証券口座	<ul style="list-style-type: none">・上記の②以外のお手続き・ご照会等	口座を開設されている証券会社にお問合せください。

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ナイガイ 地階ショールーム

東京都港区赤坂七丁目8番5号 TEL 03 (6230) 1650

交通

東京メトロ千代田線 | 赤坂駅(6番出口、7番出口)徒歩6分

同 銀座線・南北線 | 溜池山王駅(7番出口)徒歩15分

同 銀座線・丸ノ内線 | 赤坂見附駅(10番出口)徒歩15分



※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。